

**「協会員における注文管理体制の整備について（理事会決議）」
（自主規制会議決議）の制定について**

平成 18 年 3 月 15 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 制定の趣旨

先般、東京証券取引所において発生した証券会社による誤発注問題は、決済条件が変更となるなど極めて異例の事態をもたらし、投資家への混乱を招き、証券市場の信頼性を揺るがす大きな問題となった。

このため、本協会では、誤発注の未然防止及び発生時の被害を最小限に留める方策について検討するため、自主規制会議及び証券戦略会議の下部組織として、会員及び関係機関の実務者を招集し、「株式の注文管理・リスク管理体制の整備に関するワーキング」を設置し、これまでに6回の会合を行ってきた。

今般、同ワーキングでの検討のうち、協会員における誤発注を未然に防止するための方策について、本協会の理事会決議（自主規制会議決議）として制定することとする。

II. 理事会決議の骨子

・「協会員における注文管理体制の整備について（理事会決議）」（自主規制会議決議）の制定について

1. 目的（決議1.）

この理事会決議は、協会員が行う上場株券等の取引及び先物・オプション取引に係る取引所有価証券市場（証券取引所の定める売買立会による売買に限る。以下同じ。）への注文の発注にあたり、注文の受託及び発注が誤った内容となることを未然に防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会員における注文管理体制の整備を図ることを目的とする。

2. 注文管理体制の整備（決議2.）

協会員は、次に掲げる措置を講じることにより、上場株券等の取引及び先物・オプション取引に係る注文管理体制を整備するものとする。

（1）社内規則の制定

協会員は、上場株券等の取引及び先物・オプション取引の注文の管理に関して、次に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。

- ① 買付け代金又は売付有価証券の事前預託に関する事項

- ② 注文受託時における注文内容の確認に関する事項
- ③ 注文の発注制限に関する事項
- ④ 注文の発注制限の解除に関する事項
- ⑤ 注文の受発注業務に係る適切な人員配置及び研修等に関する事項
- ⑥ 注文管理体制の検査に関する事項
- ⑦ その他協会員が必要と認める事項

(2) 買付け代金又は売付有価証券の事前預託

協会員は、顧客から注文を受託するに当たっては、原則として、当該顧客より買付け代金又は売付有価証券の事前預託を受ける等により、取引の安全性の確保に努めるものとする。

(3) 注文内容の確認

協会員は、顧客から受託した注文の内容及び当該注文が当該顧客の資力等に対し適切なものであるかどうかについて確認するものとする。

(4) 注文の発注制限

協会員は、取引所有価証券市場への一の発注に関し、次に掲げる制限について、協会員において適切と認められる水準においてそれぞれ設定するものとする。

- ① 一定の規模を超える注文については、発注を不可とする制限
- ② 一定の規模を超える注文については、発注を行う前に管理者等による発注制限解除に係る承認を必要とする制限

(5) 管理者等の設置及び管理者等による発注制限の解除の承認

協会員は、上記(4)②の注文の発注制限の解除の承認を行うことができる者(「管理者」という。)を取引所有価証券市場への注文の発注を行う部店毎に設置するものとし、管理者は、注文の内容について確認の上、適切と判断されるものについて発注制限の解除に係る承認を行うものとする。なお、管理者はあらかじめ定めた者(「管理者等」という。)に当該解除に係る承認の権限を委任することができるものとする。

3. システム対応 (決議3.)

協会員は、上記2. の内容について自社において使用する売買受発注に係るシステムについて、必要なシステム対応を行うものとする。

4. 適切な人員配置及び研修について (決議4.)

協会員は、上記2.(1) で定めた社内規則を履行するために、注文の受発注業務に携わる役職員の業務適性の確認及び適切な人員配置を行うとともに、適宜、研修等を実施することにより、役職員への周知、徹底を図ることに努めるものとする。

5. 注文管理体制の充実 (決議5.)

協会員は、上場株券等及び先物・オプション取引の取引所有価証券市場への注文の発注が社内規則に基づき適切に行われたか否かについて定期的に検査を行うものとする。

る。

Ⅲ. 実施の時期

この理事会決議は、本協会が別に定める日から施行する。

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：平成 18 年 3 月 15 日(水)から同 4 月 14 日(金)17:00 まで

② 提出方法：郵便又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8

日本証券業協会総務部 あて

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「注文管理体制の整備に係る理事会決議に対する意見」とし、
次の事項を御記入のうえ、御意見をご提出ください。

① 氏名又は名称

② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③ 法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 エクイティ市場部 (TEL 03-3667-8480)

「協会員における注文管理体制の整備について」

理事会決議（自主規制会議決議）（案）

1. 目的

この理事会決議は、協会員が行う上場株券等（「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」公正慣習規則第5号第2条1号に定める上場株券等をいう。以下同じ。）の取引及び国債証券先物取引又は株価指数先物取引並びに株券オプション取引、国債証券先物オプション取引又は株価指数オプション取引（以下、「先物・オプション取引」という。）に係る取引所有価証券市場（証券取引所の定める売買立会による売買に限る。以下同じ。）への注文の発注にあたり、注文の受託及び発注が誤った内容となることを未然に防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会員における注文管理体制の整備を図ることを目的とする。

2. 注文管理体制の整備

協会員は、次に掲げる措置を講じることにより、上場株券等の取引及び先物・オプション取引に係る注文管理体制を整備するものとする。

（1）社内規則の制定

協会員は、上場株券等の取引及び先物・オプション取引に係る注文の管理に関して、次に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。

- ① 買付け代金又は売付有価証券の事前預託に関する事項
- ② 注文受託時における注文内容の確認に関する事項
- ③ 注文の発注制限に関する事項
- ④ 注文の発注制限の解除に関する事項
- ⑤ 注文の受発注業務に係る適切な人員配置及び研修等に関する事項
- ⑥ 注文管理体制の検査に関する事項
- ⑦ その他協会員が必要と認める事項

（2）買付け代金又は売付有価証券の事前預託

協会員は、顧客（機関投資家等を除く。）から注文を受託するに当たっては、原則として、当該顧客より買付け代金又は売付有価証券の事前預託を受ける等により、取引の安全性の確保に努めるものとする。

（3）注文内容の確認

協会員は、顧客から受託した注文の内容及び当該注文が当該顧客の資力等に対し適切なものであるかどうかについて確認するものとする。

（4）注文の発注制限

協会員は、取引所有価証券市場への一の発注に関し、次に掲げる制限について、協会員において適切と認められる水準においてそれぞれ設定するものとする。

- ① 一定の規模を超える注文については、発注を不可とする制限
- ② 一定の規模を超える注文については、発注を行う前に管理者等による発注制限の解除に係る承認を必要とする制限

(5) 管理者等の設置及び管理者等による発注制限の解除の承認

協会員は、上記(4)②の注文の発注制限の解除の承認を行うことができる者(「管理者」という。)を取引所有価証券市場への注文の発注を行う部店毎に設置するものとし、管理者は、注文の内容について確認の上、適切と判断されるものについて発注制限の解除に係る承認を行うものとする。なお、管理者はあらかじめ定めた者(「管理者等」という。)に当該解除に係る承認の権限を委任することができるものとする。

3. システム対応

協会員は、上記2.の内容について自社において使用する売買受発注に係るシステムについて、必要なシステム対応を行うものとする。

4. 適切な人員配置及び研修について

協会員は、上記2.(1)で定めた社内規則を履行するために、注文の受発注業務に携わる役職員の業務適性の確認及び適切な人員配置を行うとともに、適宜、研修等を実施することにより、役職員への周知、徹底を図ることに努めるものとする。

5. 注文管理体制の充実

協会員は、上場株券等の取引及び先物・オプション取引の注文の受発注が社内規則に基づき適切に行われたか否かについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行うものとする。

6. 実施の時期

この理事会決議は、本協会が別に定める日から施行する。